

# 消費税に頼らず、幼児教育・保育の完全無償化を！ 「給食は保育の一環」副食費の実費徴収はやめるべきと主張！

10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。藤沢市議会9月定例会の子ども文教常任委員会では、「幼児教育・保育の無償化」に伴い、藤沢市保育所条例の一部改正の議案と藤沢市の取り組みについての報告が審議されました。無償化の対象施設は、認可保育園、認定こども園、企業主導型保育園で3〜5歳児と住民税が非課税世帯の0〜2歳児が対象です。保育料が高い0〜2歳児は対象から外されています。また、新制度に移行していない幼稚園は2万5700円まで、認可外保育施設やベビーシッターなども対象になります。3〜5歳児が3万7000円、0〜2歳児は4万2000円と補助額に上限があります。本来なら、消費税に頼らず財源を確保して0〜2歳児も対象にすべきです。

**法人立認可保育園等は4500円、主食代(園により異なる)を含めると9500円程度の実費徴収に！**

今まで、認可保育園の給食食材費(副食費・おかず)は保育料に含まれていました。それが、保育料の「無償化」に伴い、副食費は実費徴収するようになりまし

た。しかし、生活保護世帯と年収360万円以下の世帯は副食費は免除されます。

主食代は今まで公立保育園はご飯を持参、認可保育園は2000円程度を保護者が負担していました。所得の低い層は保育料が無償になっても毎月6500円の給食費の実費徴収は重い負担になります。

## 保育園の給食は保育の一環です

今まで、副食費は保育料に含まれていました。「乳幼児期の子どもの発育・発達を保障するための食事の重要性」を厚労省がガイドラインでは明記しています。国の公定価格に含まれていた副食費を除外したことは大問題です。

## 給食費は自治体が徴収し保育施設に支払うべきです

副食費は各保育施設が徴収するようになり事務量の増大や滞納問題が大きな課題になります。藤沢市は保育施設の要望に応えて、補助金を出すようになっていますが、これは2022年までの当面の措置です。生活保護世帯や年収360万円以下の世帯は免除になることから、保育施設での徴収は様々な問題が生じます。何よりも子どもたちにとって「給食が楽しくない場」になりかねません。

副食費は自治体が徴収し保育施設

## <幼児教育・保育の無償化の対象者等>

無償化の対象者 ①：3歳～5歳の児童 ②：0歳～2歳の住民税非課税世帯  
③：①、②の内、保護者の就労状況など保育の必要がある児童が対象になります。

利用施設	保育料の支払い	無償化の範囲等	給食の実施方法 ( )内は料金等
幼稚園	幼稚園(施設型給付) 認定こども園(教育)	不要	・保育料が無料(施設へ支給) ・預かり保育は、月額11,300円まで無償
	幼稚園(私学助成)	不要 *月額25,700円(給付上限額)を超えれば支払う	・保育料が月額25,700円まで無償(施設へ支給)・預かり保育は、月額11,300円まで無償
認可保育施設	不要	・公立保育園は保育料が無償 ・法人立認可保育園等は施設へ支給	・公立は給食実施「主食」持参「副食」提供(4,500円) ・その他は給食実施「主食」提供(各園で設定)「副食」提供(基本 4,500円)
認可外保育施設	不要 *国基準以上は支払う	国が直接支給	・原則、給食実施(各園で設定)
	要 *利用者は一旦施設へ保育料を支払う	・月額37,000円*3まで無償利用者へ支給(償還払い)	・弁当持参 又は給食実施(各園で設定)

## 幼児教育施設への新たな支援策実施に踏み切る

国が幼児教育施設(幼児教室)を無償化から除外していたことに対して「対象にして欲しい」との声が国と藤沢市を動かしました。一定の条件で基準適合施設は25,700円、不適合施設は9,000円を補助します。

設に委託費の一部として支払うようにするよう求められます。

## <法律・生活相談>

毎月10日頃午後1:30から予定  
(本庁舎9階日本共産党議員団控室にて)  
●ご希望の方は事前にご連絡ください。  
0466 (25) 1111 (内線) 5649まで



ご意見・ご要望をお気軽にお寄せください



藤沢市議員  
柳沢潤次



藤沢市議員  
土屋俊則



藤沢市議員  
山内幹郎



藤沢市議員  
味村耕太郎

日本共産党 藤沢市議団 市議会報告

No.279

2019年11月10日(連絡先) Tel (25) 1111(内) 5649

(ホームページ) <http://www.ne.jp/asahi/jcp/fujisawa/>  
(E-mail) [f-kyosan@cityfujisawa.ne.jp](mailto:f-kyosan@cityfujisawa.ne.jp)

# 消費税に頼らず、幼児教育・保育の完全無償化を！ 「給食は保育の一環」副食費の実費徴収はやめるべきと主張！

10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。藤沢市議会9月定例会の子ども文教常任委員会では、「幼児教育・保育の無償化」に伴い、藤沢市保育所条例の一部改正の議案と藤沢市の取り組みについての報告が審議されました。無償化の対象施設は、認可保育園、認定こども園、企業主導型保育園で3〜5歳児と住民税が非課税世帯の0〜2歳児が対象です。保育料が高い0〜2歳児は対象から外されています。また、新制度に移行していない幼稚園は2万5700円まで、認可外保育施設やベビーシッターなども対象になります。3〜5歳児が3万7000円、0〜2歳児は4万2000円と補助額に上限があります。本来なら、消費税に頼らず財源を確保して0〜2歳児も対象にすべきです。

**法人立認可保育園等は4500円、主食代(園により異なる)を含めると9500円程度の実費徴収に！**

今まで、認可保育園の給食食材費(副食費・おかず)は保育料に含まれていました。それが、保育料の「無償化」に伴い、副食費は実費徴収するようになりまし

しかし、生活保護世帯と年収360万円以下の世帯は副食費は免除されます。

主食代は今まで公立保育園はご飯を持参、認可保育園は2000円程度を保護者が負担していました。所得の低い層は保育料が無償になっても毎月6500円の給食費の実費徴収は重い負担になります。

## 保育園の給食は保育の一環です

今まで、副食費は保育料に含まれていました。「乳幼児期の子どもの発育・発達を保障するための食事の重要性」を厚労省がガイドラインでは明記しています。国の公定価格に含まれていた副食費を除外したことは大問題です。

## 給食費は自治体が徴収し保育施設に支払うべきです

副食費は各保育施設が徴収するようになり事務量の増大や滞納問題が大きな課題になります。藤沢市は保育施設の要望に応えて、補助金を出すようになっていますが、これは2022年までの当面の措置です。生活保護世帯や年収360万円以下の世帯は免除になることから、保育施設での徴収は様々な問題が生じます。何よりも子どもたちにとって「給食が楽しくない場」になりかねません。

副食費は自治体が徴収し保育施設

**幼児教育施設への新たな支援策実施に踏み切る**  
国が幼児教育施設(幼児教室)を無償化から除外していたことに対して「対象にして欲しい」との声が国と藤沢市を動かしました。一定の条件で基準適合施設は25,700円、不適合施設は9,000円を補助します。

## <幼児教育・保育の無償化の対象者等>

無償化の対象者 ①：3歳～5歳の児童 ②：0歳～2歳の住民税非課税世帯  
③：①、②の内、保護者の就労状況など保育の必要がある児童が対象になります。

利用施設	保育料の支払い	無償化の範囲等	給食の実施方法 ( )内は料金等
幼稚園	幼稚園(施設型給付) 認定こども園(教育)	不要	・保育料が無料(施設へ支給) ・預かり保育は、月額11,300円まで無償
	幼稚園(私学助成)	不要 *月額25,700円(給付上限額)を超えれば支払う	・保育料が月額25,700円まで無償(施設へ支給)・預かり保育は、月額11,300円まで無償
認可保育施設	認可保育所(公・法人立) 認定こども園(保育) 小規模保育事業 家庭的保育事業	不要	・公立は給食実施「主食」持参「副食」提供(4,500円) ・その他は給食実施「主食」提供(各園で設定)「副食」提供(基本 4,500円)
認可外保育施設	企業主導型保育事業	不要 *国基準以上は支払う	国が直接支給
	藤沢型認定保育施設 幼児教育施設 その他の届出保育施設等	要 *利用者は一旦施設へ保育料を支払う	・原則、給食実施(各園で設定) ・弁当持参 又は給食実施(各園で設定)

**日本共産党 藤沢市議団 市議会報告**  
No.279  
2019年11月10日(連絡先) Tel (25) 1111(内) 5649  
(ホームページ) <http://www.ne.jp/asahi/jcp/fujisawa/>  
(E-mail) [f-kyosan@cityfujisawa.ne.jp](mailto:f-kyosan@cityfujisawa.ne.jp)



<法律・生活相談>  
毎月10日頃午後1:30から予定  
(本庁舎9階日本共産党議員団控室にて)  
●ご希望の方は事前にご連絡ください。  
0466 (25) 1111 (内線) 5649まで

ご意見・ご要望をお気軽にお寄せください



藤沢市議員  
柳沢潤次



藤沢市議員  
土屋俊則



藤沢市議員  
山内幹郎



藤沢市議員  
味村耕太郎